

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 退職年金の損金算入時期

**Q** : 当社では、今月末に退職する従業員に対し、退職給与規定に基づき退職後10年間にわたり退職年金を支払うことになりました。退職時において、年金の総額を未払金に計上することはできますか。

**A** : 年金の総額を未払金に計上しても、翌期以降分に係る金額は当期の損金に算入されません。

#### 【解説】

法人が退職した役員や使用人に対して支給する年金は、その年金を支給すべき時の損金の額に算入します。退職年金は退職一時金の分割払と異なり10年、20年という長期間にわたって支給されるものですから、その支給日が到来した都度債務の確定があったと見るのが相当と考えられるからです。

したがって、退職時に計算される退職年金の総額を未払金として計上しても、その未払計上した事業年度の損金の額に算入することは認められません。

ご質問の場合、退職した従業員に対する退職年金の総額を一括して退職時に未払金として計上しても、翌期以降分は当期の損金となりませんので、申告調整において所得に加算する必要があります。

なお、この場合、翌期以降においては、退職年金を支給する都度、その未払金を取り崩してその支給した退職年金の額に充てる経理をするとともに確定申告書において申告調整で減算したときには、その額については損金経理したものとして取り扱われます。

